花鳥餘清如抄上

花鳥餘情第一　抄出　桐壺

一　桐壺

凡五十字作の巻乃若女字孔意ある
一ハ銅ととらの二ハ哥ルとゝの三ハ
銅と哥との二ととの四ハ言ハ銅
ゝもなほとも成若とせり天台孔数に
空諦の法門ある一ハ有門二ハ空門
三ハ亦有亦空門四ハ非有非
空門也一切の言数ハ此空諦に如此れ
ゆゑりて故（コトサラニ）空諦外別に立法性とも

なり

てくだけのせんし

延喜式雜式云凡親王ハ出入内裏者妃ハ限曹司吏人及ビ内親王ハ限温明殿後涼殿後命婦三位ハ限兵湧陣但嬪女御及ビ孫王大臣ノ嫡女親王ハ限兵湧陣西宮云親王大臣中宮人有心恩女親王御清尚侍毎出入幾人經奏聞給閤門吉上雖載雜式毎度御今案温明殿後涼殿ハ三位中ハ此ヘの殿也温明殿

内侍所ハ御しまれ殿也東の宣明門の中小ある後涼殿ハ御しまれ陰明門内ニ行ハ此巻乃詞ニ出しまれてしまれ

もとよりまさしくハ給更衣ハさしとほりなりけるせ給ひてうへ給ひなり給ひすもなんてあり延喜式ニ吏人及親王ハ後涼殿の様とかけるといへる物語の心にあひかなへり又兵湧陣といふハ中重ハ門乃かりや閤門といふハ中重の門といふなり

御文ましめるのゝ
御書始ハ注孝經或ハ貞觀政要
をとりはしめ給ひ皇太子親王ハの書
ましめにいさくりかなしまもとも
あつかり
宮ハ中にかめさんてもハ宇多ハ門の所ゆへ
めあまとも
寛平ハ以織ハ必可ニ百見ニ也とかれ
行へり必の字ハ意ハめされていりけふ
まりしき時の事也事ハしたらしめ
きれいめされやうしきらしこまゆる也
ふらんん
職員令の玄蕃寮とハ訓ニ法師
御らしとの法ことしらめ玄ハ僧蕃ハ
客也僧尼とのふれも昔百濟國ハ
来朝せしゆへりし蕃客とあれ
しかし此寮ハつきとつゝ又鴻胪ハ
胪の事と曰胪鴻ハなく時聲しと
いふと取ル故ニ鴻胪ハ都ことなり
と云ふや異國人来朝の時ハ遊ものと

天皇御侍衛子 王以下候有御趣盃酒深夜候 王以祿本家ハ也食せ具ヲ諸陣 上

今東親王の元服ハ時ハ晝御座にて
撤して大康子二脚とこそ出御
ゆり源氏元服ハ殿上ハ侍子
とこそ候ひ也ゆるも小朝拜なとの
時ハ出位殿人二人殿上の侍子と
ゆるしこそ候ひ事ゆるし
し西宮抄ハ此ことハ紫宸親王
儀行まてハ大康子ハつへき
しや其下ニ天皇御侍衛子とゆり

殿上の御侍子ハもとのまゝ也
ゆりと見えたり

大藏卿殿人ハ候ひ事ゆる

號說ゆりとゆへとも下ハ詞なしと
きこゆるなれ以くしをそ程と座
も理髮の人とゆふときこゆる事
然も大藏ハ殿人ハ殿人の頭ハ
大藏ハと云ふ也
如何ゆりし給ひ候やまゝ取事候ひ給ひ
以ゆるしゆつりへく

以屋もとゝ取ハ冠ちんれ体取也 廉潔
二年八月 此記云下侍の東事一
間ニ 施立屏風其中 敷土(上ヘ) 鋪
二枚茵一枚 並用 本家 親王摸衣取
今案一世源氏元服ハ下侍とす
体取とハ西宮抄ニ見えたり
又以そこそまつりかゝるハ元服の後
紫宴ハ時にかゝるへきや 童
御の時ハ赤色の闕腋の袍を着
殿上童ハ赤色也元服の後ハ

源氏君ハ無位の人也 衣服令云 無
位黄袍をとるへし 但延喜
縫殿寮式云 無位ハ淺黄をとれ
て長和二年三月廿三日行成ハ
記云 新冠 母王着黄衣 其淺黄ハ世禄之黄衣
權記の意ハ縫殿式ハ淺黄を見
とれ色と會尺して世禄ハ黄衣
ハ以ハ詞をのきし侍ハ志りけれ
これを無 親王ハ服式緑袍を用
時ハ縫殿式の淺黄ハ二のんなり

より鷹と貢をしも義人和ハ
蔡も紀也但親王源氏の元服に
馬鷹を引出物にしたるは
まさくしに家にそいまゝ例あり
禁中の儀なくまたしかるに
さ様とも以てかくも面倒にあつことは
あれよりも何如く書なせるは此
物語の作様なり
今案野紀幸時は宮位以下の鷹飼は
狩衣にし帽子とされ正月大
饗日は清明鷹飼の紫菓と芸
を錦帽子括深狩襖鷹と膺に
すへ枝にし付られ雛と鳥を狩より
をくにさいまれよりし成長する也いま
の物語のおとくは加冠の様の鷹これ
人に鷹をすへ又いう様の紫菓と芸を
へ表すや此るしかるの和かん程
し但鷹飼のこゝめにあらされ其の
紫菓と芸をへ人をしてしたりて義人
和の御鷹飼随身なとはれの紫菓

花鳥餘情第二　第末

二　まくきこ木

以奇為巻若なり此巻の面黄れ也なり
けるゆへ源氏十六歳中ねとや給し
時のもしなり

もうきんしなけれとしう

此散場の詞いさらつゝの老れ絵の詞
よひろ君といこまりしとのみそこさしし
そめづ事しそしやのまれとうけるに
かけそいへれなり

さも一説あるとも井は京にあるべき
二条万里小路にはりといへり
さるは嘆也文選大人賤云嘆（ツヽシル）ニ瓊華
淫嘆ハ食之文章とはよれなもて
とかふ
律のさしへ　花ゑ井は澄馬楽律哥也
呂は双調律は平調也
庭れもみちさしそし　かくいひて女に称る
まゝすら也
むしし物ことなめ見て嗚（傍）しらなのとしかけ女

乃わりなにはら　末摘花の巻に注へし
そのこさもなれしさいなれものよは侍ら
そのこれなめさいなきれてわるとも我なりさ
おいらかにおもてそおいらかなめやかにおもて云詞也
五月のせち　五月五日の節　天皇わやめれかつら
とかけ給ふ　武徳殿ニ行幸あり内弁
卯弁ホ節　會れさとし　宮内省献
菖蒲内侍女蔵人續命　續と離
給ふ給ふ　三献おもりしこ　六府騎
射の事　何り

花鳥餘情第三

蓮一　空蟬　空蟬　夕顔

蓮の儀は此ん横とまて本とはしらず
もしらず松木の物をとりけるとし但
此物語よりはいらく竪のなるひめ
へなせるまとへも一巻にかくへよす
と末にわらて多寄てしなせる
りきとし又一巻はしらに横竪と
蓮てはれ見て十歳つむれ出ていし
めれ若紫同時のまゝ

まうれといふもはくうかりしぬ所
杜子美も死別已呑聲生別常
惻くとはくはり生死さりに別ハ
うけしき也
はくれの所と賀茂河の境と防鴨河使と
いふはくさはくとも置河の堤はくむ通
おかひとのもいしく者いめいしはく
そいかいそ物とつくと云ふいへつ説わる
おれ調ハ事をもに物とつくよりかへる
とうくれしくるる

花鳥餘情第四

三 第四

若葉　末摘

源氏の君は弄してはくれいつかも
れんは此事とも有て巻の始と世
第四とはくはくまくより調ハみしを
源氏十七葉は三月より冬まれの
事にれしくるる

姫しは山なかりは此事なかりは此は
想しくいふとも見へ別れ
おさ海の嶽とといふ事にしや

篩為香故云案按一云薫衣香の
一名一云すへく薫れ名也
君の志まりに　これは帝王の儀に無云と
行をんと約束しけれ無言
さし志ゆかり稱ひてゆれも
しらなしして後稱ゆかりを
志まりとふふは志まりも樓邊は書て
志まりといふあり屋をひまりたし
なりけるのすちまそりを志をしたりの百
中さて中比年跡之下ひとしき

さ比しりの紀にもをぬといふ
大鼓とさへりしんのりしはゆつりませて
礼記曰　鐘鼓在　遊琴瑟在堂
延喜四年三月廿四日覽齋樂記大臣時平云
源令推大鼓階前自打之云々今案大
鼓はかなしは堂下にて打事也但寛治
五年五月廿五日殿上競馬六番之時
主上自打大鼓給洪時墨堂上之
御堂にいひそく　李部王記天暦五年六月
九日御膳沉香打殿四枚　雜用秘笈うつか

時重明親王衆鴨毛車ニ忘黒貌求衣
八重見物ス此間蕃客繼以件求衣
一領持来テ為重物見ニテ八重大慙云々
きし此官　政官なとといふ也
わかれものはかなしくさす　白氏秦中吟ニ幼者
形不蔽（シホハ）老者躰無温とわかれとりて
幼きんとはいふ也　たなの女まうさへ
老者とも相されまんまとへくら
おいされも　おいさ志のなとはいふなとし
いまやうの文物の元相なりし見

栄花物語云　祐子内親王紅梅十二と
たくさつかたりとうらはれ作ひ
中納言の局まいりさすらはれ見
しそまつりそうはくしはいさやの
ゑやとやまとは
うけれ物語云まうはいふ作しのこうら
きわり云のいまやうはれうらき
今栄いまやうはとは紅梅の事といふ
なりたとへはこれ紅梅も何しすゑこう
まいふもあしはなりしたの名をそ

之結有十三象十二月甚一象国也
う称めくらへ　宋女義人とはいふかなれ
ご義人をうゝ称めよりも申たれ
女官也さ御ふりて元三の作業
をも内膳司は作りたるとは宋女
得選して女義人なりしほうへ女
義人もいせんはもけてりわるも也
又作厨子所ハ宋女は申しとえら
むて得選也なつけて得選役
選して命婦ほうへ命婦

もいせんは典侍ハわるもやさら
知りし節會の時は内膳司は膳の
膳とは宋女ニ穢代供も陪膳は
うゝめとて執せしなれ事ハ時ハ
さしたひくし上臈とも下らるも
なるまへ也は事ハ宋女ハ程
なれと十五の世なりしまつ人も御りて
又御申人なとのんめめは此抄ハ是ハ
得のみよりていさしたれやうなれと
事は次ハ申也

中ハ分ヨリ之ニ羅馬雲呂
大やうにとしたくそうしくこすゆゑ
頭中ハ物貴首ニ於ケルトモ宣下ハ
事ともなけ給ふと云
まことハうしや世中　古今の詞ニ云へし鶴
いとしれたらも思ひ屋ニて中宮の行啓ニ
風輦にめさるゝ事もあり又庇ハいけ
乃車に乗給時も御ゆや法華ハ
人の行粧も乗物なりてかゝ御
事ハ御ゆ

五花寫
此巻ハ調ともて老の君とせり但老の
詞ハ南殿の樹ハえんせさ御給ふとあり
國史云弘仁三年二月幸神泉苑
覧花樹令文人賦詩賜綿有
差之花寫ハ鷰鶴也
おとし源氏君ハ中ハ御官宰相中将
正三位也
きゝ御ゆ世日あまり南殿の樹ハえんせさ給
桐壺ハ門と醍醐帝ハなきゝ人

二月廿日行幸ありて延長四年
の二月にえんをとりひらせてうたうしや
とおもひ給ひ給ふ
おのみちにはこれをんぬ給りてあまつかふ
先ん第一儒者奉仰献題次書韻字感
中院置庭中文臺下一ニ近侍次侍先
探御料ノ韻ノ二字置苔ノ蓋界自御
前階献之次王以ノ堪属文人文名進
文臺頭探一字見之奏官姓名及所探字
今案探韻ハ各ニ一字詩也悉韻字ニ過

故懐紙端作云　春日同賦春夜翫梅
花各ニ一字應製詩　探得基字　如此一書也
宰相中将春とのゝ文字なまつまりと
花乃えんに調よ去とのゝ韻の字ハあひ
てりしけひらかまゝ也
源氏の君に栄花乃去りと思らせてい
へ給ふ
案ともはさしかもいはれ　花宴よりはいはれ
もうらはく　諸楽ハ歌し　但天暦三年
三月十一日二条院花宴　楊成院同月十二日

六葵

延喜式云凡定秋王畢即卜宮職
内便所為初秋院即先院川頭稜
潔禊禊乃入ル又云秋王於初秋院
三年ノ秋畢其年四月始ニ將參
神社先擇吉日院流稜禊之即廻
歸テ便留野宮
今豊旗我秋院ハ卜定ありて其後
屋給ひみそきまゐりてすゝ初
京院へ入ゐ初秋院とハ大内ハ
大膳職或ハ近府なとと號して其後

三年潔秋の事ハ其年ハ四月ニ
以祈へまいり給ひんとてまゐりはまへる
吉日とえらひて又此御の事
あり則生御ハ雅家ハ入給ふこれと
二度のたゝへといふまゝ中ハ内ハ此
我乃祈へ氣行て祭事にしたゝひ
給ふ毎年の此禊ハ午ハ此これ
と給ふ今女三宮ハ桐壺の御門の
以猿國ハ卜定ありて初て京院へ
入給へし初度ハまゐらひの事ハ

大将の君御ともにつかうまつり給ふ

國史云貞観三年十二月十二日丙辰遊猟

幸河内交野鷹鴨水鳥猟是日便以右近衛

殿院勅大納言正三位兼行右近衛大将

源朝臣定監禦事之乾臨閣之禦

仍大将供奉例也

御せん　殿下の前駆なり

わらはとあつかりおほかたすまれのさは

凡車ハ唐庇檳榔庇毛車赤糸ハこれ檳

榔とりそ婦人左眉半蔀網代赤なとハ

こゝめしうとまれ今ハ畢竟のなか

きハ毒もとはさめかゝし網左眉よハ

あとも濃の下すれとかしかれ

車よハ下すれとかけもとも八もも

女房の家用すハよハ新参の車よて

下すゝ殊とつて御車に棒まさつ

ましてハ桐遠なりハへしすこし

あれなとハちかと婦つひらか段云

おゝ後の神くらゝ中のあそかうきと

康きぬ五の嵩ともされハ下仕まては

神妙し給ふれしいふ也
[illegible]
西宮云女親王對面総角着汗衫半臂
下襲表袴玉章ホ又秋宮[illegible]童女ハ
総角に[illegible]麹塵汗衫半臂下襲[illegible]
袴ノ白柳 [illegible]
今東童女ハ晴の時ハ打袴れうへに表
袴と[illegible]ハ窠ゝ霰也[illegible]
つねにハ上の袴とハ[illegible]
[illegible]

源氏の[illegible]給ふ[illegible]
[illegible]
海[illegible]
むまれ[illegible]
[illegible]馬場[illegible]
時中[illegible]着座[illegible]
[illegible]大内の時[illegible]
[illegible]
[illegible]
人[illegible]

なるべし

此れあれはよひのかと　花田みあれはけれは

れんなるに

さるあれは御とかはりしまるにや　人のなけきは

とかまつて風をうやみれは我ことなるとも

むかしはれはあるに　花田にあるに明の入るに

そこに小西の方にて小西の事に腰をかけ用なるに

はかりしまれしとさらはかりしまるにやとそ

つゝゆし我いはしらりしきんと

はしんせもしるやとそれなきまもときさしは

秋宮のはきよまりけれはなれは

穢所れ又いかも御覧せし雅

まそしてのうへとなんや

野宮のはうつろひけれとも

延喜式云凡秋内親王定畢即

卜宮城内便所為初秋院卜稜禊

而入至明年七月秋於此院更卜

城外ノ淨野　迂野宮畢八月上旬

卜定吉日臨河ニ稜禊即入野宮自

迂入日至于明年八月秋於此宮の月

上旬卜定吉日臨河禊祭入
於伊勢ノ宮
今案斎宮野宮へて三年此神事
かく其中ニ三度乃みそきへあり初
斎院よへ給ひしてのいはひ所
年野宮へ入給ひしとく又あくる年
伊勢へ下り給ひしとそいへり所
事也野宮乃所より二年めの
八月の事也
中将の君よ今案のたかさるゝすゝりくれ給

中将乃君姉妹の服三月になりぬれは之
鈍色直衣平絹也練有裏裏生也
裏指貫ハ裏也同鈍色ハ薄紀れ
深きとて十月乃更衣深は
なとゝそれくなりし
さけれはなと姉の服ハすこし軽かり
なる衰ハみえ年のはやうなれ
もさらなく
本義の服は三月也深衣ハ更衣し
給ふハ今ハ軽くたれ

別に志つすへし
いまゝにさゝめもしいまゝせ給へ　いまゝに向とき日
てさ給ひしとゝむ説あり又一説あり
なかりし注にへし
いさきにゝきに此くしあとのに
御くしを度に職事取れ内侍のを
のまゝにしたくしあとの内蔵寮
の御ゝ御服なとも裁逢とる
所に志つへ夫人臣れ女のゝ職也

花鳥餘情第七　賢木　花散里
七　賢木
此詞乃哥為巻名也此巻にハ三十年
のまゝあり源氏廿二歳れ九月より
廿四歳れ夏まれのまゝと書り
おやまひてくるに給例にとゝかなりなれと
村上の此女親子内親王天延二年に
秋宮かまして下向し給以母藏子女
王女　重明親王　まひてくるに給ひしれ
物語に六条御息所と藏子女王に

六位以下官人一人西宮云大臣着陣
定御前大中納言各一人參議二人
四位四人已上勅使中納言參議各
一人四位六人長送使中納言着參議
弁史中務照各一人已上奏聞下卿
記云々御式部云々
今案群行の日作書の勅使と云々
原ゆへ供奉上て物參と長奉
送使ハ伴隊まて上てゆへてまつ也
上臈の時ハ鳴殿まてこそ候へ

所に以下着れらしと奏聞されも
きこしめ候れ候し職事
しれ候ゆへ事也
かけまくもかしこ現在すへにまして　宣命詞掛畏（カケマクモ ニハカシコケレ）
みやもと所以ましにけり口行へ候ゆへつ事にて
無王乃はけ所にはします時ハ以乳母
以て現在にまつりて以輿にのれ也
無宮ハ中四になり口行へとも母こそ所
をひてくる口給ゆへ同輿にて同へ
まいり給へ幼主此行事の時母后の

西宮大将儀云宿中無し大将以下
かれ以上宿候し中至其上臈不
中之（廣上及宮直也）若大将候御前人々つゝ
次将殿上人中宿中宮人候由即
大将於射場殿及便所冬中即
左立与奪（和向多曾申与之其言厳之）御云
北山羽林抄云宿中亥子時平尼陣
毎尅兼行丑寅尅右陣勤之巳尅
物節一人申宿候由（廣上及宮下臈上臈次時不申之）
今重宿直申の近衛ハ其兼大将次

将の同御殿并しきれ上首れ人の
所と勤て中也廣上まても又直廬に
ても中之大将出前ニ祝候の時宮人中
小将ゆく中傍も大将出ひ
勤御之ハそとしへハ近衛官人
官姓若と中大将もれつらしと
御也（らしとハ縦の字ハ心也）中かれも是に為し
いまれ物語にいへれハ近衛ハ之の
りくうへ事れハ雅よりあるもんそれを奉
中の近衛人にもとへられてこれまたは

しもしらぬ海の浦なるべし
續古今集の因に海と云取得る時續物
中納言行平
猿人のたなとすてし日に歌よまれり
笑顔に猿つれて笑ひ給へり
今東國に猿つれて行平と云詞に忠見ゆる哥と
行平詞とかわりしうと奥へ及評
行天に能宣ゆる哥と云ひ給へり
此物語の詞の笑顔にゆうと云ひ言ん
御時といへるは忠見ゆる哥れ心もなるべし

れるべり猿人のたなとすてし日とよ
めり行平れ哥ゆるかりて忠見
ゆる哥と思ひてしりて行平れ哥といへる
よせと邪推をくへ得りやれとも
漢家中の物れ出に心ゆるもあるまじきこと
に記さんの瑕瑾にあらしさるべし
猿もしらぬ海に出し日
瀬川水海に猿もやしらぬ海
猿れ心に記さまらしさるべし
しらぬ海やれなるなるなる御しそ忠とん名事と

なるとしへて書れたるものや

十明石

以前并洞為巻若浮氏廿六歳の二月
廿三日ニ頃麿よりありしに御ひ
し給ふ廿七歳の七月帰京の事
まれ二年の事ありしなり
なる後白風やまひ神なりしまして
周の成王の時周公の才なり管叔蔡
叔といひし諸麿周公旦と讒をこれ
みよりて周公東都にて居ゆるす

二年の頃天大ニ雷電して風俗あ
しくして見ゆるまで大木の根ぬけ
ゐる日成王の時金縢の書と云ハ周公
制作し
記すまれ給ふ周公の王室なり切
ありて更ニとりなれ事とはとは
給ふ時雨風ゐるゆらしやうあハ
ことくして見たる大木のたゞまたる
みなもとのおとしゐるなれば
あらはしく都にかへしん事もまりて世に
ねつされもなくて